

リレ府中白糸台

生活支援サービス付き
賃貸借契約書

株式会社ベネッセスタイルケア



※ 本書記載の内容は2022年12月1日時点の料金、消費税率等に基づいています。

「リレ府中白糸台」生活支援サービス付き賃貸借契約書

(1) 契約期間

始 期	2 0 年 月 日から
終 期	始期から2年間が経過した日の月（応答月）の末日まで （但し、始期が1日の場合は応答月の前月の末日まで）

※上記の「契約期間の始期」に相違が無いことを、入居者、保証人及びベネッセスタイルケアは、本契約書にそれぞれ記名捺印することをもって、確認しています。

※上記の「契約期間の始期」の記入をもって、本契約書は有効となります。

(2) 賃貸借の目的物

建物の名称・所在地等	類 型	サービス付き高齢者向け住宅 (高齢者の住居の安定確保に関する法律第5条に規定するサービス付き高齢者向け住宅)				
	名 称	リレ府中白糸台				
	所在地	東京都府中市白糸台1丁目63-1				
	建て方	共同建	構 造	鉄骨造 4階建	工事完了年	2014年
		戸 数	60戸			
住戸部分	住戸番号	_____ 号室	間取り (該当する□にチェック)	<input type="checkbox"/> 1名入居住戸(1R) <input type="checkbox"/> 2名入居可能住戸(1DK)		
	面 積	<input type="checkbox"/> 25.07㎡ <input type="checkbox"/> 25.15㎡ <input type="checkbox"/> 40.14㎡ <input type="checkbox"/> 41.16㎡ (該当する□にチェック) 添付「住宅(施設)の規模ならびに構造および設備等」のとおり				
	設 備 等	バリアフリー構造、スプリンクラー、緊急対応ボタン、ライフリズムセンサー、セキュリティインターホン、キッチン(IHコンロ2口)、浴室(追い炊き機能付き)、温水洗浄機能付トイレ、洗面(温水)洗濯機防水パン、収納設備、冷暖房設備、テレビ配線・電話配線、メールボックス 使用可能電気容量(40アンペア)、ガス(都市ガス)、 上水道(水道本管より直結)、下水道(公共下水道)				
共用部分	設 備 等	メインダイニング、サブダイニング、多目的室 なお、交流型のイベントやアクティビティ、講演会、セミナー等が開催されることがあり、入居者以外の方が利用する場合があります。				
附 属 施 設	駐輪場(20台分) *ご利用には、別途、お申込みが必要です。また、1台につき、月額220円(消費税含む)の料金を頂きます。 ロッカー(9台) *ご利用には、別途、お申込みが必要です。また、1か所につき、月額1,100円(消費税含む)の料金を頂きます。 ※上記の附属施設にかかる附属施設利用料の支払条件は、頭書(4)の条件に準ずるものとします。					

(3) 生活支援サービスの内容等

生活支援サービスの種類及び内容	
サービスの種類	提供内容
生活相談	<p>本物件で生活する上でお困りのこと（食事、健康等）について、9時～17時の間、ご相談に応じます。ご相談が専門的な事項に及ぶ場合、専門機関等をご紹介します。必要に応じて、保健医療サービス、地域包括支援センター、介護保険居宅サービス事業所等の紹介を行います。</p> <p>入居者の身体機能の変化等により、本物件で受けることができるサービスでは本物件における居住の継続ができなくなるおそれがある場合には、入居者の意思を尊重した上で必要なサービスが提供される介護施設等の紹介を行います。</p>
基本サービス 各種サービス	<p>各住戸まで、毎朝、ゴミ回収に伺います。</p> <p>以下のサービスを、9時～17時の間、提供いたします。</p> <p>①各種サービス取り次ぎ・紹介（宅配便、クリーニング、タクシー手配等）を行います。</p> <p>②各住戸内の電球切れの場合、電球の交換を行います。 ※入居者が持ち込んだ照明の電球代は入居者の実費負担となります。</p> <p>③各住戸の小修繕（水漏れ、詰まり等）を行います（破損等の原因、修繕内容によっては、入居者の実費負担となる場合があります。また、修繕内容によっては、外部の専門業者が行う場合があります）。</p> <p>④各住戸内の設備機器及び共用部分の設備の取扱いなどについてお困りの時に、ご説明にあがります（特殊な機器は除きます）。</p> <p>⑤各種実費負担について、本契約添付「立替金サービス利用規程」に基づき、入居者の依頼により現金を一時的に立替・支出するサービスを提供します。</p> <p>⑥体調不良時には、日用品の買物代行を行います（別途ベネッセスタイルケアが指定する近隣店舗に限ります）。</p> <p>⑦主に入居者を構成員とするサークル活動、懇親会等を本物件共用部で実施される際に、ご依頼によりお手伝いをいたします。</p> <p>住戸内エアコンのフィルターについて、定期的に清掃いたします。</p>
緊急時対応サービス	<p>各住戸に設置されている緊急対応ボタンを押して頂ければ、スタッフ（24時間配置）が事務室及びPHSで受信し各住戸に駆けつけ、救急車の要請を含む関係機関への連絡や緊急連絡先への連絡を行います。日中は、必要に応じて可能な範囲で救急車に同乗いたします。</p> <p>※緊急通報は委託先警備会社にも連絡されます。緊急時にスタッフが各住戸に駆けつけられない状況においては、委託先警備会社が駆けつけ、救急車の要請を含む関係機関や緊急連絡先への連絡を行います。</p> <p>※スタッフと当該警備会社の双方が駆け付ける場合もございます。</p> <p>※緊急時にベネッセスタイルケア及び当該警備会社が利用するため、住戸の鍵を1本預けていただきます。</p> <p>※緊急時の連絡のため、ベネッセスタイルケアに届け出られた緊急連絡先を当該警備会社にもお伝えします。</p>

		<p>状況把握サービス</p>	<p>毎日のゴミ回収時に入居者にお声かけをし、1日1回の安否確認を行います。 ※但し、事務室の掲示盤で不在表示されている住戸、当日朝にお声かけは不要である旨の表示がされている住戸には行いません。入居者に、体調が優れない、健康不安がある等の事情がある場合には、状態が改善されるまでの間、可能な範囲で、安否確認の頻度を増やします。</p> <p>各住戸内にライフリズムセンサーを設置しています。在室確認ホルダーに在室カードを挿入すると、12時間以上、監視範囲内で人や物の動きが感知されない場合、事務室に異常信号を発信します。</p> <p>住戸内の在室確認ホルダーに在室カードを挿入することにより、事務室の掲示盤で入居者の在室の確認を行います。</p> <p>※入居者が在室中にもかかわらず、在室確認ホルダーに在室カードを挿入していない場合、ライフリズムセンサーは機能せず、事務室は異常信号を受信できず、また在室の確認ができないため、これに起因する入居者の一切の事故・損害について、ベネッセスタイルケアは損害賠償等の責任を負わないものとします。</p>
<p>オプションサービス</p>	<p>食事サービス</p>		<p>朝食（軽食）、夕食を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供場所：1階ダイニング ・提供内容、申込方法・キャンセル等のルールは、ベネッセスタイルケアが別に定める「管理規程」に拠ります。
	<p>生活サポートサービス</p>		<p>自立の方の場合や、要支援・要介護の方であっても介護保険法上の居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付かない支援（基本サービスに含まれる短時間の簡単なお手伝いを超えるもの）を一時的に必要とされる場合には、清掃（ベランダ、窓掃除等）、整理整頓などの家事援助や見守り・付添い等の短時間の生活サポートサービスを提供します。</p> <p>※但し、上記サービスであっても、次のような内容を含むサービスは、提供できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療行為 ・危険が伴う、又は予測されること ・特殊技能や専門性を要すること（専門的なハウスクリーニングなど） ・金銭出納等に関わる金融機関等の手続き ・権利や地位に関わる行政機関の手続き（戸籍謄本の受け取りなど） ・スタッフの運転による自動車での外出 ・公序良俗に反する行為やそのお手伝い ・その他、ベネッセスタイルケアが提供できないと判断した内容 <p>※事前の申し込みが必要です。サービスが長時間にわたる場合やスタッフの手配の状況によってはお受けできない場合もあります（その場合には、外部のサービスをご紹介します。）。</p> <p>具体的な提供方法、申込方法・キャンセル等のルールは、ベネッセスタイルケアが別に定める「管理規程」に拠ります。</p>

(4) 賃料等

賃料 (消費税非課税)		月額 _____ 円		
共益費 (消費税非課税)		月額 _____ 円		
生活支援 サービス 料金	基本サービス料金 (消費税込み)	入居者が1名の場合 月額 40,150 円		
		入居者が2名の場合 月額 69,300 円		
	オプション サービス料金 (消費税込み)	食事サービ ス	朝食 (軽食)	夕食
			216円	648円
		生活サポー トサービス	30分	1,375円
30分を超えるごとに繰り上げてご請求します。 ・食事サービスの夕食の料金は、予約制定食メニューの料金になります。 ・上記以外のサービスについては、ご利用の都度、別途、ベネッセスタイルケアより料金をご案内いたします。料金をご確認のうえ、ベネッセスタイルケアに利用申込書をご提出ください。				
支払期限	当月の賃料等に関する請求書を毎月15日までに送付し、自動振替の場合は翌月26日にご指定いただいた金融機関口座 (法人名義の口座はご指定いただけません。) より引き落とし、またお振込みの場合は当月26日までに指定口座にお振込み願います。但し、26日が土曜日、日曜日又は祝祭日に当たる場合には、翌金融機関営業日に引き落とし、もしくは同日までにお振込みとなります。			
日割り請求 基準	1か月に満たない期間の賃料、共益費、基本サービス料金は、以下の計算方法にて算出します。 ・日額＝月額税込単価÷30 (小数点以下1位四捨五入) ・上記日額の料金に以下の日数を乗じて算出します。 本契約の開始月：契約期間の始期から当該月末日までの日数 本契約の終了月：当該月1日から契約期間の終了日までの日数 ただし、入居者が死亡した場合は、死亡日の翌日以降の基本サービス料金の請求はありません。			
支払方法 (該当する□ にチェック)	<input type="checkbox"/> 別途指定いただく金融機関口座より自動振替 ・金融機関口座からの自動振替は収納代行会社を通じて行います。 ・自動振替方式を選択した場合も、金融機関での手続きが完了するまでの1～2か月間は、金融機関口座へのお振込みとなります。 <input type="checkbox"/> ベネッセスタイルケアが別途請求書で指定する金融機関口座にお振込み			

※賃料、共益費、基本サービス料金は、契約期間開始日を起算日として算定します。

敷金 (消費税非課税)	金額 (賃料の3か月相当分)	支払期限
	_____ 円	請求書記載の振込期日 (原則として、請求書到着日の翌日から起算して1週間後以降に設定される) まで
支払方法	ベネッセスタイルケアが別途請求書で指定する金融機関口座にお振込み	

※敷金については、頭書(4)に定める支払方法の選択にかかわらず、お振込みとなります。

【賃料等の自動振替・お振込みに関して】

- ・お振込みは、入居者または保証人の名義とし、振込手数料は、入居者の負担となります。
- ・金融機関の振込依頼書等の控えをもって、ベネッセスタイルケアの預り証等に代えさせていただきますので、お振込み時の振込依頼書等の控えを、大切に保管いただきますようお願いいたします。
- ・自動振替またはお振込みについては、本店（本社）の所在地が日本国内であって、かつ、日本国内の支店の金融機関口座のご使用をお願いいたします。（上記以外の金融機関口座による対応はいたしかねます）

この契約書の料金は、消費税率（10％）に基づいて記載しています。ただし、「オプションサービス料金」記載の「朝食、夕食」の食事サービスについては軽減税率の対象とし、消費税率8％に基づいて記載しています。消費税法が改定になった場合は、改定の内容に応じて、料金も変更になります。軽減税率についても、その内容の定めに従い、当該料金を変更します。（賃料・共益費は非課税）

(5) 貸主及びサービス提供事業者

事業者名：株式会社ベネッセスタイルケア
所在地：東京都新宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリスビル
電話番号：03-6836-1111 FAX番号：03-6836-1101
代表者名：滝山 真也

(6) 借主（入居者）及び保証人

借主1（入居者1）	氏名	
借主2（入居者2）	氏名	
保証人	氏名	
	借主（入居者）との関係	

※ベネッセスタイルケアが2名入居可能と定めた住戸（以下、「2名入居可能住戸」という。）（201号室、202号室、301号室、302号室、401号室及び402号室）にご入居頂く場合にのみ、入居者を2名にすることが可能です。

※ベネッセスタイルケアから事前の書面による承諾を得た方以外の方と同居することはできません。

ベネッセスタイルケア、入居者及び保証人は、本契約を締結したことを証するため、本契約書3通を作成し、各自1通ずつを保有する。

2 0 年 月 日

ベネッセスタイルケア（貸主）

所在地	〒183-0011 東京都府中市白糸台1丁目63-1	
事業者名 代表者名	株式会社ベネッセスタイルケア リレ府中白糸台 管理者	印

借主1（入居者1）

住 所	〒	
氏 名 (署名押印)		印

借主2（入居者2）（2名入居可能住戸において入居者2名の場合のみ記載）

住 所	〒	
氏 名 (署名押印)		印

保証人

住 所	〒	
氏 名 (署名押印)		印
連絡先	()	

(契約の締結)

第1条 貸主である株式会社ベネッセスタイルケア（以下「ベネッセスタイルケア」という。）、頭書（6）に定める借主（以下「入居者」という。）及び頭書（6）に定める保証人（以下「保証人」という。）は、頭書（2）に記載する賃貸借の目的物（以下「本物件」という。）及び頭書（3）に記載する生活支援サービスの内容等について、以下の条項により「リレ府中白糸台」生活支援サービス付き賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結した。

- 2 本物件の賃貸借が終了する場合には、生活支援サービスの利用も終了するものとする。
- 3 入居者による解約等により生活支援サービスの利用を終了する場合には、本物件の賃貸借も終了するものとする。但し、入居者及び保証人の責によらない事由により生活支援サービスの提供が終了する場合はこの限りではなく、この場合、入居者及び保証人は、本物件の賃貸借の継続又は終了のいずれかを選択することができる。

(契約期間、更新等)

第2条 契約期間は、頭書（1）に記載するとおりとする。

- 2 入居者は、契約書頭書（1）記載の契約期間の始期の変更を希望する場合、契約書頭書（1）記載の契約期間始期の前日までに速やかに第17条の定め即して本契約の解約手続きを行うものとする。ただし、入居者が当該解約手続きを行わず、契約書頭書（1）記載の契約期間の始期が到来した場合には、契約期間を契約書頭書（1）記載の日とした本契約の開始が確定し、確定後は契約期間は変更できないものとする。
- 3 第2項に基づき入居者が本契約を解約した上で、本物件の新たな契約の締結を希望し、ベネッセスタイルケアが合意する場合、新たな契約を締結することができる。
- 4 第3項に基づく新たな契約の締結にあたっては、本契約と同一条件とならない場合があることについて、入居者及び保証人はあらかじめ承諾する。
- 5 ベネッセスタイルケア、入居者及び保証人は、入居者の心身の状態や他の賃借人等との関係性等を総合的に勘案し、協議の上、本契約を更新することができる。なお、この場合、更新料は発生しないものとする。
- 6 ベネッセスタイルケア、入居者及び保証人は、前項の更新時には書面にて契約を締結するものとし、契約内容に変更がある場合には、契約内容の主要な変更点等について予め当事者間で確認するものとする。
- 7 頭書（1）の契約期間満了までに、何らかの事由により、前項の書面による契約が締結されなかった場合、本契約は、自動的に頭書（1）の契約期間と同一の期間をもって同一の内容で更新され、以後も同様とする。
- 8 入居者が、本物件からベネッセスタイルケアが運営する有料老人ホームへの住み替えを行う場合、本契約添付「有料老人ホームへの住み替え特約」が適用されるものとする。

(使用目的)

第3条 入居者は、居住のみを目的として本物件を使用しなければならない。

- 2 入居者は、ベネッセスタイルケアの事前の書面による承諾がない限り、2名入居可能住戸であっても自ら以外の者を同居させることはできない。

(賃料)

第4条 入居者は、頭書（4）の記載に従い、賃料（以下「賃料」という。）をベネッセスタイルケアに支払わなければならない。

- 2 1か月に満たない期間の賃料は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 ベネッセスタイルケア及び入居者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、協議の上、賃料を改定することができる。
 - 一 土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不相当となった場合
 - 二 土地又は建物の価格の上昇又は低下その他の経済事情の変動により賃料が不相当となった場合
 - 三 近傍同種の建物の賃料に比較して賃料が不相当となった場合
- 4 本物件及び付帯設備又は敷地に改良が施されたときは、ベネッセスタイルケア及び入居者は、あらかじめ協議の上、賃料を改定することができる。

(共益費)

第5条 入居者は、共用部分の維持管理に必要な、光熱費、上下水道使用料、清掃費、各種点検費等の必要な費用に充てるため、頭書(4)に定める共益費(以下「共益費」という。)をベネッセスタイルケアに支払うものとする。

- 2 1か月に満たない期間の共益費は、1か月を30日として日割計算した額とする。
- 3 ベネッセスタイルケア及び入居者は、第1項の必要な費用の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。
- 4 頭書(2)に定める附属施設にかかる附属施設使用料、本物件の電気・ガス・上下水道等料金、町内会費等は、入居者の負担とする。なお、附属施設利用料の支払条件は、頭書(4)の条件に準ずるものとする。

(敷金)

第6条 入居者は、賃料、共益費その他本契約から生じる債務(本物件の賃貸借に係る部分に限る。)の担保として頭書(4)の記載に従って敷金(以下「敷金」という。)を本契約締結時にベネッセスタイルケアに預け入れなければならない。

- 2 敷金には利息を付さないものとする。
- 3 本契約の更新時には、本契約に基づき預託された敷金をもって、更新後も、引き続き敷金が預託されているものとする。
- 4 入居者は、賃料が増額された場合、請求書記載の支払期日(原則として、請求書到着日の翌日から起算して1週間後以降に設定される。)までに、増額に見合う敷金の追加分をベネッセスタイルケアに一括して預け入れなければならない。ベネッセスタイルケアは、賃料が減額された場合、賃料が減額された月の翌々月末日までに、減額に見合う敷金の減少分を入居者に一括して返還しなければならない。
- 5 本契約の継続中、入居者は、毎月支払うべき賃料、共益費その他の支払債務と敷金との相殺を主張して債務を免れることはできない。また、入居者は、次項の敷金返還請求権を譲渡し、又は担保に供することはできない。
- 6 ベネッセスタイルケアは、頭書(1)の契約期間満了前に本契約が終了し、かつ入居者から本物件の明渡しを受けたときは、敷金を原則として契約終了日と本物件の明渡し完了日との、いずれか遅い日が属する月の翌々月末日までに、入居者に返還する。但し、ベネッセスタイルケアは、賃料、共益費、入居者が負担すべき修繕費用の未払い分、第20条に規定する原状回復に要する費用その他、本契約に基づき入居者が負担すべき債務(本物件の賃貸借に係る部分に限る。)がある場合には、当該債務の額を控除した残額のみを入居者に返還する。
- 7 ベネッセスタイルケアは、前項の規定により敷金から入居者の負担する債務を差し引く場合には、精算

書により各債務額を明示することとする。

- 8 第6項に従って、ベネッセスタイルケアから入居者に返還される敷金の返還にかかる振込み等の費用は、ベネッセスタイルケアの負担とする。
- 9 ベネッセスタイルケアは、第6項の敷金の返還時に入居者が生存していない場合には、保証人の指定する金融機関口座（但し、ベネッセスタイルケアが対応可能な口座に限る。）に該当金額を振込むものとする。この場合、ベネッセスタイルケアは、この振込みにより第6項に基づく入居者に対する返還債務を免れることとし、入居者は、本項の定めについてあらかじめ同意する。

(鍵等の管理)

- 第7条 ベネッセスタイルケアは、本契約締結時に、入居者に本物件の鍵等（以下「鍵等」という。）を貸与し、入居者は、本物件の退去時にこれをベネッセスタイルケアに返却するものとする。
- 2 入居者は、鍵等を善良な管理者の注意をもって保管及び利用しなければならない。
 - 3 入居者は、鍵等を複製してはならない。また、入居者は、鍵等を紛失、破損したときは、直ちにベネッセスタイルケアに連絡し、その指示に従うものとする。なお、取替え修理等に要する費用は入居者の負担とする。

(修繕)

- 第8条 ベネッセスタイルケアは、入居者が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担しなければならない。
- 2 前項の規定に基づきベネッセスタイルケアが修繕を行う場合は、ベネッセスタイルケアは、あらかじめ、その旨を入居者に通知しなければならない。この場合において、入居者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 前項の定めに対し、入居者が当該修繕の実施を拒否したことにより、入居者に損害が生じた場合でも、ベネッセスタイルケアはその責を負わないとともに、入居者は、修繕されていないことを理由に、ベネッセスタイルケアへの賃料、共益費その他本契約から生じる債務の支払いを拒否することはできず、本契約の解除及び損害賠償を求めることはできない。

(立入り)

- 第9条 ベネッセスタイルケアは、防火、構造の保全その他本物件の管理上合理的な必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
- 2 入居者は、正当な理由がある場合を除き、前項の定めに基づくベネッセスタイルケアの立入りを拒否することはできない。
 - 3 本物件を本契約終了後に賃借しようとする者が下見をするときは、ベネッセスタイルケア及び下見をする者は、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
 - 4 ベネッセスタイルケアは、火災による延焼を防止する必要がある場合、災害その他により入居者又は第三者の生命又は財産に重大な損害が生じるおそれがある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、ベネッセスタイルケアは入居者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を入居者に通知しなければならない。

(生活支援サービスの内容、料金等)

第10条 ベネッセスタイルケアは、入居者に対し、入居者が自立して主体的に生活できるよう、頭書(3)に定める生活支援サービスを提供し、入居者は、生活支援サービスの提供の対価として頭書(4)の定めに従い生活支援サービス料金をベネッセスタイルケアに支払うこととする。

2 1か月に満たない期間の基本サービス料金は、1か月を30日として日割計算した額とする。

3 頭書(4)の定めにかかわらず、入居者が1名の場合において入居者が死亡したときは、死亡日の翌日以降の基本サービス料金は発生しないものとする。ベネッセスタイルケアは、当月分の基本サービス料金として、前項に基づき日割計算した額を保証人に請求するものとする。

4 ベネッセスタイルケアは、消費者物価指数、雇用情勢その他の経済事情の変動により生活支援サービス料金が不相当となった場合には、入居者と協議の上、生活支援サービス料金を変更することができる。また、消費税法が改定になった場合には、ベネッセスタイルケアは改定の内容及び法令等の定めに従い、当該料金を変更する。軽減税率についても、ベネッセスタイルケアはその内容の定めに従い、当該料金を変更します。

5 ベネッセスタイルケアは、生活支援サービスの提供に伴って、ベネッセスタイルケアの責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償する。

6 ベネッセスタイルケアは、生活支援サービスの提供に係る入居者の苦情等に対し、誠実かつ迅速に対応するものとする。

(秘密保持)

第11条 ベネッセスタイルケアは、本契約に基づき知り得た入居者、保証人および入居者の家族に関する秘密および個人情報については、個人情報保護に関する法令等を遵守してその保護に努め、正当な理由がある場合または本人の同意がある場合を除いて、第三者に開示または漏洩しません。この守秘義務は本契約が終了した後においても同様の効力を有します。

(反社会的勢力の排除)

第12条 ベネッセスタイルケアは自らについて、入居者及び保証人に対し次の各号の事項を確約し、また入居者及び保証人は入居者及び保証人について、ベネッセスタイルケアに対し次の各号の事項を確約する。

- 一 暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 法人・団体においては、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと
- 四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

(禁止又は制限される行為)

第13条 入居者及び保証人は、本物件の全部又は一部につき、賃借権の譲渡、転貸、使用貸し、その他第三者に利用若しくは占有させる行為をしてはならない。

2 入居者及び保証人は、ベネッセスタイルケアの事前の書面による承諾を得ることなく、本物件の改造又

は模様替えを行ってはならない。

- 3 入居者及び保証人は、本物件の使用に当たり、別表第1に掲げる行為を行ってはならない。
- 4 入居者及び保証人は、本物件の使用に当たり、ベネッセスタイルケアの事前の書面による承諾を得ることなく、別表第2に掲げる行為を行ってはならない。
- 5 入居者及び保証人は、善良なる管理者の注意義務をもって本物件を使用しなければならず、ベネッセスタイルケアの定める「管理規程」を遵守しなければならない。
- 6 入居者及び保証人は、家族及びその他の関係者にも本条項を遵守させなければならない。

(ベネッセスタイルケアへの通知・届出事項)

第14条 入居者及び保証人は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる場合には、ベネッセスタイルケアに対し事前に通知しなければならない。但し、事前通知が困難な場合等やむを得ない場合は、事後直ちに通知するものとする。

- 一 入居者、保証人及び緊急連絡先の電話番号（携帯電話を含む）、氏名、住所等、入居者が入居時にベネッセスタイルケアに届け出た事項に変更がある場合
- 二 入居者が、1週間以上継続して本物件を留守にする場合
- 三 入居者又は保証人が、死亡、行方不明等になった場合
- 四 保証人に、第22条に定める保証人としての責務を果たすことが困難となる事象の発生した場合
- 五 入居者又は保証人について、破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあった場合及び後見・保佐・補助開始の申立て、任意後見契約の締結又は任意後見監督人選任の申立てのあった場合
- 六 入居者の心身状態の変化により、他の入居者等へ迷惑となる行動が発覚した場合又は予測される場合
- 七 入居者の心身状態の変化により、入居者が本物件で生活を継続することが、入居者の生命・身体・財産に著しい支障、損害を発生させることが発覚した場合又は予測される場合
- 八 本物件の破損・汚損・故障を発見した場合

(契約の解除)

第15条 ベネッセスタイルケアは、入居者が次に掲げる義務の一つでも違反し、ベネッセスタイルケアが相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- 一 第4条第1項に規定する賃料支払義務
 - 二 第5条第1項に規定する共益費支払義務
 - 三 第8条第1項後段に規定する費用負担義務
 - 四 第10条第1項に規定する生活支援サービス料金支払義務
 - 五 その他、本契約に定める支払義務
- 2 ベネッセスタイルケアは、入居者が次の各号の何れかに該当したときは、何ら通知催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 強制執行、仮差押、仮処分、競売の申立てを受け、破産手続開始若しくは民事再生手続開始等の申立てを受け、又は申立てたとき
 - 二 禁固以上の刑に処せられる犯罪行為を行ったとき
 - 三 年齢を偽って入居資格を有すると誤認させるなどの不正の行為によって本物件に入居したとき
 - 四 第6条第1項に規定する敷金をベネッセスタイルケアが指定する期日までに支払わないとき

- 3 ベネッセスタイルケアは、入居者が次に掲げる義務の一つでも違反し、ベネッセスタイルケアが相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されずに当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 第3条に規定する本物件の使用目的遵守義務
 - 二 第13条各項に規定する義務（同条第3項に規定する義務のうち、別表第1第八号から第十号までに掲げる行為に係るものを除く。）
 - 三 その他本契約書に規定する入居者の義務
- 4 ベネッセスタイルケアは、入居者が別表第1第八号から第十三号までに掲げる行為の一つでも行ったときは、何ら通知催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 5 ベネッセスタイルケアが次のいずれかに該当したときは入居者が、入居者又は保証人が次のいずれかに該当したときはベネッセスタイルケアが、何ら通知催告を要せず、本契約を解除することができるものとする。
- 一 第12条各号の確約に反する事実が判明した場合
 - 二 契約締結後に自ら又は自らの役員が反社会的勢力に該当することとなった場合
- 6 ベネッセスタイルケアは、次の事由のいずれかに該当し、相当の期間を定めて是正を催告したにもかかわらず、その期間内に是正がされないときは入居者および保証人に対して理由を示した書面により解除を申し入れることにより、本契約を解除することができる。
- 一 保証人が第22条の規定を遵守しなかったとき
 - 二 入居者が、重篤な感染症にかかり、症状が恒常的な状態となるなど、他の入居者等への感染の危険性が継続すると合理的に判断されるとき
 - 三 入居者、保証人または入居者の家族・その他関係者が、ベネッセスタイルケアの事業運営に支障を及ぼしたとき
 - 四 入居者、保証人または入居者の家族が、ベネッセスタイルケアまたはその従業員あるいは他の入居者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行ったとき
- 7 入居者、保証人または入居者の家族・その他関係者の言動および要望等が以下のいずれかに該当する場合には、ベネッセスタイルケアは、何ら通知催告を要せず、本契約を解除することができる。
- 一 入居者自身、他の入居者またはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼすおそれがあるとき
 - 二 入居者自身、他の入居者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすとき
 - 三 ベネッセスタイルケアの事業運営に重大な支障を及ぼしたとき
- 8 ベネッセスタイルケアは、入居者が死亡した場合において、入居者の死亡日から3か月を経過した後も、第22条第10項に基づく保証人からの書面による通知がない場合、本契約を解除することができる。

(ベネッセスタイルケア都合による他施設への移動)

- 第16条 本物件の老朽化、増改築の実施、その他やむを得ない事情により、本物件の使用継続が困難であるとベネッセスタイルケアが判断した場合、入居者および保証人は、本契約を解除することに合意します。
- 2 前項の場合、ベネッセスタイルケアは、入居者に、移動先として他の施設を指定するものとします。
 - 3 入居者および保証人は、移動先の施設における新たな利用契約を締結できるものとします。

(入居者からの解約)

第17条 入居者は、ベネッセスタイルケアに対して1か月前までに書面で解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができる。ただし、契約書頭書(1)記載の契約期間の始期の前日までにベネッセスタイルケアに対して書面で解約の申し入れを行った場合には、入居者はいつでも本契約を解約することができる。

2 前項の規定にかかわらず、入居者は、解約申し入れの日から1か月分の賃料、共益費及び基本サービス料金(本契約の解約後の賃料相当額及び基本サービス料金相当額を含む。)をベネッセスタイルケアに支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1か月を経過する日までの間、随時に本契約を解約することができる。

3 入居者は、解約の申し入れ後は、ベネッセスタイルケアの書面による承諾がない限り、解約を撤回し、又は取消することができない。

4 第1項にかかわらず、入居者が死亡し、本物件に居住する者がなくなった場合、保証人は、遅滞なく書面で解約の申し入れを行うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(免責及び契約の終了)

第18条 ベネッセスタイルケア、入居者及び保証人は、天災、地震、火災、盗難その他の不可抗力により相手方の被った損害に関しては、責任を負わないものとする。

2 前項に定める不可抗力により、本物件を通常の用に供することができなくなったとき、又は、本物件が将来、都市計画等により収用若しくは制限される等の事由により、本契約を履行することができなくなったときは、本契約は当然に終了するものとする。この場合、入居者は、本物件を直ちに明け渡さなければならないものとする。

3 ベネッセスタイルケアは、法的な賠償責任を負わない事故および入居者の心身の状態の変化等について、賠償の責を免れるものとする。なお、法的な賠償責任を負わない場合とは以下の様な場合等を含みますが、これらに限るものではありません。(よって、例えば、完全な転倒防止等をお約束することはいたしかねます。)

一 ベネッセスタイルケアが負うべき通常の注意義務を超えて発生し、その原因がベネッセスタイルケアに起因するものでない事故等。

二 入居者の既往もしくは現在の心身の状態または疾患等について、入居者・保証人または入居者の家族・その他の関係者が、ベネッセスタイルケア、医療機関、その他の関係者に対し、虚偽の情報を伝えたことに起因する事故等。

三 サービス提供において必要な情報を、入居者・保証人または入居者の家族・その他の関係者が、ベネッセスタイルケア、医療機関、その他の関係者に対し、伝えなかったことに起因する事故等。

四 サービス提供において必要な外部機関(医療機関、その他の関係者)との連携を、入居者・保証人または入居者の家族・その他の関係者が妨害したことに基づく事故等。

五 その他、前各号に準ずることに基づく事故等。

(明渡し)

第19条 入居者および保証人は、本契約が終了する日までに(第15条又は前条の規定に基づき本契約が解除等により終了した場合にあっては、直ちに)本物件を退去するとともに、本物件内の入居者の私有物を撤去し、本物件を明け渡さなければならない。

2 入居者および保証人は、前項の明渡しをするときには、明渡し日を事前にベネッセスタイルケアに通知しなければならない。

- 3 本物件を明渡す場合、入居者および保証人は、次の各号の定めに従うものとする。
- 一 入居者の動産類及び本物件に付属せしめた物（以下、あわせて「残置物」という。）を収去するとともに、ベネッセスタイルケア又はベネッセスタイルケアの指定する者の立合いのもとに明け渡さなければならない。
 - 二 入居者および保証人は、ベネッセスタイルケアの承諾を得て行った造作であっても、ベネッセスタイルケアに対して買取り請求をすることはできない。
 - 三 入居者および保証人は、名目の如何を問わず、ベネッセスタイルケアに対し、手数料、立退料、移転料等の一切の金品を請求できない。
- 4 第1項の場合において、入居者が、本契約終了日までに本物件を退去しない場合、本契約終了日の翌日から実際に本物件を明け渡した日までの日数分、1か月を30日として日割計算した賃料及び共益費の倍額並びに基本サービス料金を、入居者および保証人は連帯して支払う。
- 5 第1項の場合において、本契約が終了し入居者が退去した後も、本物件内に残置物がある場合、ベネッセスタイルケアは、当該残置物を入居者（入居者死亡の場合を除く）又は保証人あてに送付するか、入居者（入居者死亡の場合には入居者の相続人）が所有権その他の諸権利を放棄したものとみなして適宜処分し、本物件の原状回復を行うことができる。
- 6 前項の場合において、本契約が終了した日の翌日から本物件の明け渡し日又は前項の規定による送付もしくは処分をした日までの費用として、①1か月を30日として日割り計算した賃料及び共益費の倍額、②送付又は処分に要した費用及び③原状回復に要した費用を、入居者および保証人は連帯して支払う。

(明渡し時の原状回復)

- 第20条 入居者および保証人は、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状回復しなければならない。
- 2 入居者および保証人は、ベネッセスタイルケアが指定する仕様に基づき、ベネッセスタイルケアが指定する業者により直ちに自己の費用により原状に復するか、又はその対価を支払って損害を賠償することとする。

(入居者が2名の場合)

- 第21条 入居者が2名の場合においては、第10条に定める生活支援サービスの提供は、入居者各々に対して行われ、入居者は、生活支援サービス料金（基本サービス料金）として頭書（4）に記載する「入居者が2名の場合」に記載の金額をベネッセスタイルケアに支払う。
- 2 入居者は、各々が本契約に基づく義務を遵守し、本契約に基づく債務を連帯して負担する。
- 3 入居者は、2名入居可能住戸において、別の入居者を追加する場合には、事前にベネッセスタイルケアに届け出て、ベネッセスタイルケアの承諾を得た後、書面により確認するものとする。この場合において、入居者が追加された日から生活支援サービス料金（基本サービス料金）は頭書（4）に記載する「入居者が2名の場合」に記載の金額に変更される。なお、この場合であっても、頭書（1）の契約期間が変更されるものではない。
- 4 入居者は、入居者が2名いる場合において、どちらか1名が退去する場合は事前にベネッセスタイルケアに書面にて届け出ることにより、入居者どちらか1名はいつでも退去することができ、どちらか1名が死亡した場合には速やかに、ベネッセスタイルケアに書面にて届け出るものとする。この場合、本契約はもう1名を入居者として継続し、入居者が退去又は死亡した日の翌日から生活支援サービス料金（基本サービス料金）は頭書（4）に記載する「入居者が1名の場合」に記載の金額に変更される。

(保証人)

第22条 保証人は個人とします。

2 保証人は、本条第3項に基づき入居者の債務を連帯して保証する立場と、本条第4項から第6項および第9項から第11項の義務をベネッセスタイルケアに対し自ら直接負う立場との両方を有し、入居者の意思並びに入居者の心身の状態及び生活の状況に配慮し、本契約に関連して入居者が快適で心身ともに健康な生活を安心して営むために必要な協力を行うものとする。

3 保証人は、ベネッセスタイルケアに対し、入居者のベネッセスタイルケアに対する本契約に基づくすべての債務について、入居者と連帯して保証するものとする。

また、保証人が入居者と連帯して保証する金額には、限度額を定め、その限度額は、以下の①と②を合計して計算された金額とします。

① 頭書(4) 賃料・共益費・基本サービス料金の合計額の18ヶ月分の金額

② 入居者が入居者側の責めに帰すべき事由により、損害賠償責任を負う場合を想定した3000万円

なお、上記の計算は、あくまで保証債務の限度額を計算するものであり、保証人は入居者が本契約に基づいて負担する全ての債務につき、①②を区別することなく、上記により計算された①②の合計金額を上限金額として保証債務を負担します。また、上記は、保証人が本契約に基づいて入居者と連帯して負う保証債務の上限額であり、本契約に基づいて保証人自身が負う自己の債務の額を限定するものではありません。

4 保証人は、介護保険サービスの利用、治療、入院の手配など、入居者が本物件で生活する上で必要な協力を行うものとする。

5 保証人は、入居者の治療等に関して、医療機関から医療同意を求められ入居者がその意思を示すことができない場合、入居者に代わってその対応および手続きを行うことを、ベネッセスタイルケアに表明するものとする。

6 保証人は、次の各号に定める場合には、入居者の意思並びに入居者の心身の状態及び生活の状況に配慮し、必要な保健医療サービス、介護保険サービスの利用や介護施設等への転居など、入居者及びベネッセスタイルケアとともに入居者の生活の改善に取り組むものとする。

一 入居者の心身状態の変化により、他の入居者へ迷惑となる行動が発覚した場合又は予測される場合

二 入居者の心身状態の変化により、入居者が本物件で生活を継続することが、入居者の生命・身体・財産に著しい支障、損害を発生させることが発覚した場合又は予測される場合

三 その他、入居者の本物件における健康で安心した生活の継続に支障が生じた一切の場合

7 入居者に関し、契約締結時もしくは契約締結後における意思能力の欠缺(不存在)・減退その他の事由によって、本契約の成立もしくは有効性または存続が左右される場合、本契約は保証人とベネッセスタイルケアとの間で、ベネッセスタイルケアが入居者の本物件での居住を認め、入居者に対して生活支援サービスを提供することを目的とする契約として有効に成立しかつ存続することを確認するものとする。また、終了事由の如何を問わず、本契約の終了後に、遡って本契約の成立または効力が問題となる場合も、当初から同様に有効に成立したものとみなされることを確認するものとする。

8 前項の事由により、入居者が本契約に基づき債務を負担しないと解される場合であっても、保証人は本契約に基づく賃料、利用料その他の債務を本契約に定めるところに従い、本契約の契約者としてベネッセスタイルケアに支払う義務を負う。

9 本契約が終了する場合には、保証人は入居者の身柄を引き取るものとする。入居者が死亡した場合の身柄についても同様とする。

- 1 0 保証人は、入居者が死亡したときは、本契約の適切な処理のため、本契約の継続の有無、賃料等の支払者、敷金の返還等の対応につき、入居者の相続人等の関係者間で調整し統一した上で、関係者を代表してベネッセスタイルケアに書面にて通知する。
- 1 1 保証人は、本契約に関する事項や、住宅の運営管理等に関する事項に関して、入居者の家族その他の関係者間において異なる意見・要望等がある場合は、責任をもってこれを調整し統一した上で、必要に応じてベネッセスタイルケアに書面にて通知する。
- 1 2 保証人が第14条三から五のいずれかに該当する場合には、入居者は、本契約上の債務を履行する適切な新たな保証人を速やかに選定し、ベネッセスタイルケアに通知しなければならない。なお、ベネッセスタイルケアからの要請に関わらず、その対応が履行されない場合は、第15条第6項五に該当するとベネッセスタイルケアが判断する場合があります。また、保証人変更の通知を受けた場合、ベネッセスタイルケアがその変更を了承するときは、書面を取り交わし、書面に定める時点をもって保証人は変更されます。

(緊急連絡先)

- 第23条 入居者及び保証人は、本契約締結時に、ベネッセスタイルケアの定める様式（以下、本条において「緊急連絡先届出書」という。）に従い、ベネッセスタイルケアに緊急連絡先を届け出るものとする。
- 2 ベネッセスタイルケアは、入居者の心身に障害が発生し、治療、入院等の緊急対応が必要になったことを認識したときは、緊急連絡先に、緊急連絡先届出書に定める順序で連絡するものとする。

(入居者の損害賠償責任)

- 第24条 入居者（その家族、その他本物件に出入りする者を含む。以下、本条において同じ。）が、その責に帰すべき事由により、建物、その設備、備品等について、汚損、破壊又は滅失したときには、入居者は、ベネッセスタイルケアが被った損害を賠償しなければならない。
- 2 入居者が、その責に帰すべき事由により、他の賃借人その他第三者に対し、人的損害又は物的損害を被らせたときには、入居者は、速やかにその旨をベネッセスタイルケアに連絡するとともに、その損害を賠償しなければならない。
- 3 入居者は、頭書（1）の契約期間中、ベネッセスタイルケアが指定する条件を満たす損害保険に加入しなければならない。本契約の更新時も同様とする。

(協議)

- 第25条 ベネッセスタイルケア、入居者及び保証人は、本契約に定めがない事項及び本契約の条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法、借地借家法、高齢者の居住の安定確保に関する法律その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄)

- 第26条 本契約に関して当事者間に紛争が生じ、協議による解決が困難となった場合、本施設の所在地を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所、または東京簡易裁判所もしくは東京地方裁判所を合意管轄裁判所とすることを、入居者、保証人及びベネッセスタイルケアはあらかじめ合意する。

別表第1 禁止行為

- 一 定められた場所以外で喫煙をすること
- 二 本物件内で灯油ストーブ、カセットコンロ等の火器を使用すること
- 三 銃砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること
- 四 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付けること
- 五 排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 六 大音量でテレビ、ステレオ等の操作、ピアノ等の演奏を行うこと
- 七 動物（鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を除く）を飼育すること
- 八 本物件を、反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること
- 九 ベネッセスタイルケアの従業員に対して、医師の指示に反する業務を強要する行為
- 十 入居者自身または他の入居者の生活およびこれらの者に対する本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすものとベネッセスタイルケアが判断する行為（ベネッセスタイルケアの従業員を長時間拘束する行為等、過度なサービス提供を強要する行為を含みます）
- 十一 入居者自身、他の入居者またはベネッセスタイルケアの従業員の心身、生命または財産に危害を及ぼす行為
- 十二 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、他の入居者、付近の住民、通行人又はベネッセスタイルケアの職員に不安を覚えさせること
- 十三 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること
- 十四 緊急対応ボタンを本来の目的以外の目的で使用する事
- 十五 営業目的の勧誘活動、政治活動及び布教活動
- 十六 他の賃借人の占有、使用に著しい妨害を与えるなど、共同生活の秩序を乱すこと
- 十七 上記のほか、騒音、振動、不潔行為等により、近隣又は他の入居者に迷惑をかけること

別表第2 要承諾行為

- 一 階段、廊下等の共用部分に物品を置くこと
- 二 階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 三 鑑賞用の小鳥、魚等であって明らかに近隣に迷惑をかけるおそれのない動物を飼育すること
- 四 2名入居可能住戸において、自ら以外の者を同居させること（第3条第2項関係）

立替金サービス利用規程

1. 手数料／管理料等

- 1) 同サービスは、手数料／管理料等は頂きません。

2. 立替金の支出基準

- 1) 立替金の使用目的は「リレ府中白糸台」の家賃、利用料等に含まれていない、個人的な支出のお支払いとなります。
- 2) 具体的には、「リレ府中白糸台」1階フロントにて対応する宅配便の発送費用、住戸内電球交換時の電球代等になります。
- 3) 立替金支出の基準は、原則として一支出項目あたり1万円以内とします。立替金支出に関しては、入居者本人の意思をその都度確認します。

3. 請求と領収書の返還

- 1) 立替金支出の都度、必ず「入居者個人名の領収書」を受領し、「立替金管理表」に記入、毎月月末に、当月の立替金支出合計を確認します。
- 2) 当月の立替金支出合計額は、月末締め料金の請求時に合算して請求します。領収書の原本は毎月「請求書」に同封します。
- 3) 前二号にかかわらず、第19条の規定による明渡し時の原状回復のための工事費用を入居者が負担する際には、ベネッセスタイルケアが指定する工事業者が発行する請求書に基づき、立替金支出を行います。当該立替金支出は、第6条に基づき敷金から控除され、なお不足があれば、その他の債務とともに請求されます。また、ベネッセスタイルケアは、請求書の写しを敷金又は前払金の返還額の「精算書」に同封します。

4. その他

- 1) その他ご不明な点等ございましたら、「リレ府中白糸台」スタッフまでお問い合わせ願います。

以上

有料老人ホームへの住み替え特約

(目的)

- 第1条 この特約は、入居者の身体機能の変化等により、入居者の意思を尊重した上で、入居者が、ベネッセスタイルケアが運営する有料老人ホーム（以下「ホーム」という。）に住み替える場合の条件等を定める。
- 2 入居者が希望するホームに入居可能な空室があり、またベネッセスタイルケアがホームへの入居又は体験入居が可能と判断した場合に限り、この特約が適用されるものとする。

(解約及び新規契約)

- 第2条 入居者がホームに住み替える場合には、本契約に基づく入居者からの書面による解約申入れにより本契約を終了し、新たにホームの利用契約（「体験利用にあたっての契約」除く）を締結するものとする（本契約と新たなホームの利用契約の間に空白期間を存在させないものとする）。なお、この場合、本契約に定める解約申入れ期限は適用しない。

(月額利用料の割引)

- 第3条 入居者がリレ府中白糸台に関して最初に締結した契約に定める契約期間の始期から6か月以上経過した入居者が、ホームに住み替える場合、当該入居者に係る次項に定める費用（以下総称して「月額利用料」という。）を無料とする。
- 2 前項に基づき無料となる月額利用料は次のとおりとする。
- 《該当ホームの利用契約における月額利用料》
- (1) 月額施設利用料（1か月分）
 - (2) 上乗せ介護費用（1か月分）
 - (3) 自立者生活支援費用（1か月分）
- 3 ベネッセスタイルケアと入居者との間の、ホームの利用契約における利用開始日が1日付の場合、ベネッセスタイルケアは、当月分の月額利用料を無料とし、それ以外の日付の場合は、翌月分の月額利用料を無料とする。

(ホームへの体験入居)

- 第4条 ベネッセスタイルケアは、入居者がホームへの入居を検討するために、ホームの体験入居（以下「体験入居」という。）を行う場合、体験入居にかかる料金を無料とする。
- 2 本条の特約は、入居者のリレ府中白糸台に関するすべての契約の契約期間中、入居者1人あたり1回のみ利用することができる。体験入居を期間中に中止した場合も1回とする。

住宅(施設)の規模並びに構造及び設備等

1. 専用部分の規模並びに構造及び設備等

住棟番号	専用部分 の床面積 (㎡)	構造及び設備※						住戸数 (戸)	住戸番号 (該当するものを全て記載)	月額家賃 (概算額) (円)
		完備	便所	洗面	浴室	台所	収納			
1	25.07	○	○	○	○	○	○	6	203~208号室	108,000
1	25.07	○	○	○	○	○	○	7	209号室、303~308号室	110,000
1	25.07	○	○	○	○	○	○	1	309号室	112,000
1	25.07	○	○	○	○	○	○	18	211~219号室、311~319号室	113,000
1	25.15	○	○	○	○	○	○	2	220号室、320号室	114,000
1	25.07	○	○	○	○	○	○	2	210号室、310号室	115,000
1	25.07	○	○	○	○	○	○	15	403~408号室、411~419号室	117,000
1	25.15	○	○	○	○	○	○	1	420号室	118,000
1	25.07	○	○	○	○	○	○	2	409号室・410号室	119,000
1	40.14	○	○	○	○	○	○	1	202号室	181,000
1	41.16	○	○	○	○	○	○	1	201号室	182,000
1	40.14	○	○	○	○	○	○	1	302号室	183,000
1	41.16	○	○	○	○	○	○	1	301号室	184,000
1	40.14	○	○	○	○	○	○	1	402号室	190,000
1	41.16	○	○	○	○	○	○	1	401号室	191,000

注1)住戸の規模並びに設備及び構造のタイプ別にまとめて記載すること。

注2)設備及び構造欄の『完備』は、各戸に便所、洗面、浴室、台所及び収納の全てを備えるものを表す。

※有りの場合は、○、無しの場合は×を記載すること。完備の場合は、完備を含め全ての欄に○を記載すること。

2. 共同利用設備等

設備等	整備箇所数	合計床面積(㎡)	整備箇所	想定利用戸数 (戸)	備考
メインダイニング	1	101.59	1階	60	
サブダイニング	1	25.80	1階	60	
多目的室	1	64.38	1階	60	

注) 整備箇所は、添付図面との対応関係を明確に記載すること。